

しあわせ福井スポーツ協会 会費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、しあわせ福井スポーツ協会会則（以下「会則」という。）第31条第1項に規定する会費について必要な事項を定めるものとする。

(会費の額)

第2条 会則第32条の会費は、年額を次のとおりとする。

- | | | |
|----------|--------------------|--------|
| (1) 会費 | 法人 | 5,000円 |
| | 団体（法人格を有しない団体に限る。） | 3,000円 |
| | 個人 | 1,000円 |
| (2) 賛助会費 | 一口 | 2,000円 |

2 前項第2号の会費の納入にあたっては、1口以上納入するものとし、上限は設けない。

(会費の納入)

第3条 会費は、会則第36条に定める年度内に、当該年度分を一括して納入するものとする。

2 新規に入会した会員は、入会時に会費を納入するものとする。

(会費の免除)

第4条 次の各号の一に該当する会員は、会費の納入を免除されるものとする。

- (1) 小・中・高等学校および特別支援学校
- (2) 前号に所属する職員により構成される団体
- (3) 地方公共団体
- (4) 前各号のほか、会費の全部または一部の納入を免除することが適当であると会長が認めた会員

2 会長は、前項第4号により会費の納入を免除した会員について、その理由を理事会に報告するものとする。

(資格の喪失)

第5条 2年以上に亘り、正当な理由なく会費を滞納した会員は、その資格を喪失するものとする。

附 則

1 この規程は、平成26年4月28日から施行する。